

福井県都市計画提案制度手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定または変更の提案（以下「計画提案」という。）を行う際の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、都市計画提案制度に関する事前相談票（様式第1号）により事前相談を行うものとする。この場合の相談先は、福井県土木部都市計画課（以下「都市計画課」という。）とする。

2 都市計画課は、事前相談にあたり、計画提案の内容把握に努めるとともに、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 提案制度に関する内容
- (2) 関連する都市計画制度
- (3) 都市計画を検討するにあたっての留意事項

3 事前相談を受けた場合、都市計画課は、関係市町にその内容を通知するものとする。

4 事前相談の内容が都市計画になじまないもの場合、都市計画課は、担当部局等を紹介するなどの対応を行うものとする。この場合、前項の通知を省略することができる。

(提案要件)

第3条 計画提案の要件は、法第21条の2の規定に従い、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画提案を行う土地の区域が0.5ha以上の一団の土地の区域であること。
- (2) 提案者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 提案する土地の所有権または建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）
 - ② まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人
 - ③ 民法第34条の法人
 - ④ その他の営利を目的としない法人
 - ⑤ 独立行政法人都市再生機構
 - ⑥ 地方住宅供給公社
 - ⑦ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体
- (3) 都市計画の素案は法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること。
- (4) 土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。

(計画提案の提出書類)

第4条 提案者は、都市計画法施行規則第13条の4の規定に従い、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提案書(様式第2号)

(2) 次の各号に掲げる提案を行うことができる者の区分に応じ、当該各号に定める提案資格を有することを証する書類

① 土地所有者等：土地若しくは建物の登記簿謄本、法務局備付けの地図または地図に準ずる図面の写し

② 法人：法人の登記簿謄本、定款

③ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体：

過去10年間に0.5ha以上の開発行為を行った実績を証する書類、役員(法人でない団体が代表者または管理人の定めのあるものの代表者または管理人を含む。)が5年以内に刑罰を受けていないこと等を証する誓約書(様式第3号)

(3) 都市計画の素案

① 計画書(計画の概要および提案理由を記載したもの。様式第4号)

② 関係図書：位置図(縮尺25,000分の1程度)、区域図(縮尺2,500分の1程度の現況図)および計画図(縮尺2,500分の1程度)

(4) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

① 土地所有者等の一覧表(様式第5号)

② 法務局備付けの地図または地図に準ずる図面の写し

③ 同意書(様式第6号)

④ 土地所有者等への説明の経緯に関する資料(様式第7号)

(5) 周辺環境等への検討に関する資料(任意様式)

(6) 事業を行うため都市計画の決定または変更を必要とする場合は、以下の事項を記した書面(希望する場合のみ。様式第8号)

① 当該事業の着手予定時期

② 計画提案に係る都市計画の決定または変更を希望する期限

③ ②の期限を希望する理由

(受付)

第5条 計画提案の受付窓口は都市計画課とする。計画提案が提出された場合、提案内容を把握するため、都市計画課は、速やかに提案者に対してヒアリングを実施するものとする。

なお、事前相談により提案内容を把握している場合はヒアリングを省略することができる。

2 ヒアリングを行った場合は、関係市町にその内容を通知するものとする。

3 ヒアリングの結果、計画提案に関する都市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」という。)が県以外である場合および複数の自治体が都市計画決定権者である場合、都市計画課は、次の各号に定めるとおり事務処理を行うものとする。

(1) 都市計画決定権者が県以外である場合、その旨提案者へ通知するとともに、提案書類を提案者に返却し、あらためて都市計画決定権者へ提出するよう求める。

(2) 都市計画決定権者が県と市町の複数の場合、その旨提案者へ通知するとともに、都市

計画決定権者数の部数の提案書類の提出を求め、提案書類を各都市計画決定権者へ送付する。

- 4 提案要件に適合する見込みがないことが受付前の段階で明らかな場合、都市計画課は、提案制度による提案ができない旨を提案者および関係市町に通知するものとする。
- 5 受付後、提案内容に変更がある場合、提案者は、原則として取下届（様式第9号）を提出し、計画提案を取下げのうえ、再度提出するものとする。

（提案要件の確認）

第6条 受付後、都市計画課は、概ね1ヶ月以内に提案要件について確認を行わなければならない。

- 2 提案要件に適合しない場合、適合する見込みのないものを除き、都市計画課は、提案要件に適合するよう補正を求めるものとする。
- 3 前項の適合する見込みのない場合または補正が行われない場合、都市計画課は、要件不適合である旨を提案者および関係市町に通知するとともに、提案者に提案書類を返却するものとする。
- 4 補正の必要がない場合または補正が終了し提案要件に適合することとなった場合、都市計画課は、提案者および関係市町にその旨通知するものとする。
- 5 提案要件への適合が確認された後、都市計画課は、所管部局へ提案書類を送付するとともに、関係課への周知を図るものとする。

（計画提案に対する判断）

第7条 都市計画の決定または変更の必要性の判断を行うにあたって必要な場合、県は、提案者に資料の提供や説明等の協力を依頼するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた場合、提案者は、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 判断は、第3条(3)に掲げる都市計画に関する基準のほか、各種法令や県および市町のまちづくりに関する方針、当該土地の状況等を総合的に勘案して行うものとする。
- 4 判断するにあたり計画提案に対する市町の意見を聴取するなど、県は、関係市町と十分協議を行うものとする。また、必要に応じて関係機関と調整を行うものとする。
- 5 第4条(6)の書類が添付されている場合で、希望する期限内に判断ができない場合、県は、その理由を添えて提案者に通知するものとする。

（決定手続）

第8条 県は、都市計画の決定または変更をする必要があると判断したときは、提案者にその旨通知し、以後の都市計画の案の作成手続における協力を依頼するとともに、都市計画の案を作成しなければならない。

- 2 前項の依頼を受けた場合、提案者は、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 県は、案の作成にあたり、法第15条の2第2項に基づき、関係市町に対し資料の提出その他必要な協力を求めるとともに、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うものとする。
- 4 提案された都市計画の素案が、都市計画の案とほぼ等しく、かつ、提案者が説明会、公聴会等の開催等都市計画の案の作成手続に準じる手続を経て計画提案を行っていることを認め

られるときは、これを省略することができる。

- 5 県は、案の作成後、法第18条第1項による関係市町の意見聴取および法第17条による公告、縦覧を経て、都市計画の案を都市計画審議会に付議する。なお、都市計画審議会には、都市計画の案のほか、提案者から提出された都市計画の素案についても提出するものとする。
- 6 国土交通大臣による同意が必要な場合、県は、案の作成後国土交通大臣との事前協議を行うとともに、都市計画審議会後国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。
- 7 県は、都市計画の決定または変更告示後、速やかに提案者にその旨を通知しなければならない。

(非決定手続)

第9条 県は、都市計画の決定または変更をする必要がないと判断したときは、その旨および判断理由の要旨等について提案者に通知するとともに、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による通知については、都市計画審議会開催の概ね3週間前までに行うものとする。
- 3 通知後、都市計画の案に対して意見がある場合、提案者は、指定期日（都市計画審議会の概ね10日前）までに書面で提出することができる。
- 4 提案者から意見の提出があった場合、県は、意見の要旨等について都市計画審議会に報告しなければならない。
- 5 都市計画審議会で判断が適切とされた場合、県は、速やかに提案者に判断結果、判断理由を通知しなければならない。また、関係市町にも判断結果、判断理由を通知するものとする。
- 6 都市計画審議会の意見を聴いた結果、再度計画提案に対する判断等が必要になった場合は、第7条の規定による事務処理を再度行うものとする。

(計画提案に係る情報の公開)

第10条 都市計画課は、提案された都市計画素案および周辺環境等への検討に関する書類を、計画提案を受付した日から、要件不適合である旨を通知する日まで、あるいは当該提案を踏まえた都市計画を決定・変更する告示の日または計画提案を踏まえた都市計画を定める必要がない旨を通知する日まで、閲覧に供するものとする。

- 2 提案に対する結果については、提案者に通知後公表するものとする。
- 3 都市計画の決定または変更をした場合は、都市計画の素案、判断理由、決定または変更した都市計画の内容および決定または変更理由を公表するものとする。
- 4 都市計画の決定または変更をしなかった場合は、都市計画の素案および判断理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4月26日から施行する。